

西宮市学童農園設置事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、遊休水田等の有効利用を図り、学童が農作業に親しみ農業に対する理解と認識を深めるとともに、勤労の喜びと尊さを体得させるため、市内の小学校に学童農園（以下「農園」という。）を設置することに関し必要な事項を定める。

（対象農地）

第2条 農園に供する農地は、西宮市長と農地所有者とが学童農園受け入れ覚書を締結した農地とする。

2 前項に規定する土地に係る固定資産税および都市計画税については、前項の覚書締結期間中に到来する納期限に係る納付額の全額を免除することができる。

（農園の作付対象作物および使用期間）

第3条 農園の作付対象作物は、果樹等の永年性作物以外の作物とする。

2 農園の使用期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

（農園の申込み）

第4条 農園を設置しようとする小学校長は、前年度の10月末日までに学童農園設置申込書（様式第3号）により市長に申込まなければならない。

（農園用地の決定）

第5条 前条の規定による申込みがあったときは、市長は、第2条に規定する農地の確保に努め、農園用地を確保したときは、あらかじめ小学校長と協議して農園用地を決定し、学童農園用地決定通知書（様式第4号）により小学校長に通知する。

（農園の運営管理）

第6条 農園設置の小学校ごとに、学校長、教員、農協、地域農業者及び農業改良普及センター等によって構成する学童農園管理運営委員会（以下「委員会」という。）を組織するものとする。

2 学童農園管理運営委員会の代表は、設置の小学校校長とする。

3 市長は、委員会に対し、農園の管理及び運営を学童農園管理作業委託契約書（様式第5号）により委託する。

4 委託を受けた委員会は農園の耕起整地および作付計画、作業計画の作成等農園の管理運営にあたらなければならない。

（委託料の支払い）

第7条 市長は、委託料を前払いするものとし、支払い時期及び方法は、前条第3項の規定に基づく契約書に定める。

(実績報告書の提出)

第8条 委員会は、委託事業終了後遅滞なく委託事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項はその都度関係者が協議して定める。

付則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成15年4月30日から施行する。

付則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。